

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日本トランスシティ株式会社
代表者名 取締役社長 小 川 謙
(コード番号 9310 東証・名証 第1部)
問合せ先 取締役総務部長 安 藤 仁
(TEL 059-336-5018)

執行役員制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、執行役員制度の導入を決定し、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 103 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度の導入

(1) 導入の目的

経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することにより、取締役会の監督機能強化、経営意思決定および業務遂行の効率化・迅速化を図ります。

(2) 制度の概要

- ①執行役員の選任、解任および担当業務等は取締役会で決定するものとします。
- ②執行役員は、代表取締役の総括の下に取締役会が委嘱する業務分担の範囲内で業務を執行するものとします。
- ③取締役は執行役員を兼務できるものとします。
- ④執行役員の任期は 2 年として再任を妨げないものとします。

(3) 導入時期

平成 29 年 6 月 29 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

執行役員制度の導入に伴い、現行定款第 21 条の取締役の定員を現在の 15 名以内から 7 名以内に変更するとともに現行定款第 24 条について所要の変更を行うものであります。

また、変更案第 30 条において執行役員に関する規定を新設し、これに伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 20 条 (省 略)</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第 21 条 本会社に、取締役 <u>15 名</u>以内を置く。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (省 略)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役並びに相談役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役のなかから取締役会長、取締役副会長、取締役社長及び取締役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>前項の役付</u>取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって、相談役を置くことができる。</p> <p>第 25 条～第 29 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 <u>30</u>条～第 <u>41</u>条 (省 略)</p>	<p>第 1 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第 21 条 本会社に、取締役 <u>7 名</u>以内を置く。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役並びに相談役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役のなかから取締役会長、取締役副会長、取締役社長及び取締役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって、相談役を置くことができる。</p> <p>第 25 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第 30 条 取締役会はその決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第 <u>31</u>条～第 <u>42</u>条 (現行どおり)</p>